



ハグイアンテナ



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1

所長
コラム

書棚にある本は本当にお役に立っているのでしょうか

事務所の書棚に雑然と並ぶ書籍(蔵書というほど大層に非ず)はどの本も最後の頁まで読んだ形跡はなく、時たまあるページが織り込んであったり、付箋がついていたりする程度で文学の香りがする物は皆無、若き時代に人生の師と仰いだ公認会計士飯塚毅先生の著作でボロボロになったモノ以外は使い込まれていないのが現実で、経営、法律、会計の専門書や業界関係の資料に混じって雑学書物の中で、各種ハウツーもの、アイデア物がどちらかと言えば多いでしょうか。因みによく目につくものをお粗末ながら列举すると次のようなものがあります。

打つ手は無限	変貌する社長業	牟田 學
地域一番店はここが違う		安田龍平 大嶋碩郎 共著
小さな会社のできる社長!		羽山直臣
考 具(こうぐ)	考えるための道具、持っていますか?	加藤昌治
稼ぐが勝ち	ゼロから100億、ボクのやり方	堀江貴文
あの会社が元気なのは理由(わけ)がある!		
「企業未来! チャレンジ21」の中小企業15傑		小笠原昭治
プロの超手帳術	達人たちが伝授する情報活用テクニック	長崎快宏
熱湯経営	「大組織病」に勝つ	樋口武男
コロンブスの玉子屋	日本一の弁当屋の華麗なる経営哲学	菅原勇継
社長 狙ってるお客さん 違っていませんか?	税理士	長谷川光重
朝30分の掃除から儲かる会社に変る		小山 昇
もの忘れを90%防ぐ法		米山公啓
リピート倍増実例集	最近105社の成功戦術	上妻秀夫
新しい儲け方のヒント	距離・時間・言葉・空間・人・・・	
	商売の5つの壁を破るネット活用策	高島健一

冒頭「お役に立っているだろうか」と書いたのは

1. 折角作者がその本を書いた内容を組み取り、理解し、行動に移す役割を程度の差こそあれ貢献できたかどうかを自省する意味です。
2. もちろんその作者の訴える中身が素晴らしく人を動かす説得力があり、また読者の熱い思いと努力が相俟っての成果が生じるので、すべての作者と読者との訴えと意気込みが一致するわけではないのだが、本当は買ったからには読者の意気込みがどうなのかを考えてもよいのでは? と思った次第。



P2

年末調整の時期がやってきました！



年末調整に関する申告書等で間違いやすいところをまとめてみましたので活用下さい。

1.平成27年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所得税法上の扶養の所得要件について、給与収入等の範囲については下表を参考にして下さい。年末調整は12月31日現在、扶養親族に該当する・しないを収入で判断します。特に年の途中で就職された場合、またはパート等の給与収入が年間(平成27年1月1日~12月31日)103万を超えると扶養親族の対象になりませんのでご注意下さい。

控除対象配偶者・扶養親族に該当する範囲

		収入金額	控除額	所得額
		(A)	(B)	(C) = (A) - (B)
給与収入が全くない者				
給与収入のみの者		給与収入金額103万以下	給与所得控除65万円	38万円以下
公的年金 のみの者 (雑所得扱)	65歳未満	公的年金の収入金額 108万円以下	所得控除 70万円	38万円以下
	65歳以上	公的年金の収入金額 158万円以下	所得控除 120万円	38万円以下
事業所得がある者		総売上(収入)	必要経費	38万円以下

給与収入があり、かつ、公的年金を受給している者は、給与収入欄の所得と公的年金欄の所得の合計額が38万円以下の場合に該当。

厚生年金などの公的年金のうち遺族年金、障害年金は非課税となり、雑所得には該当しない。

2.平成26年分 給与所得者の配偶者特別控除申告書

対象者：配偶者の合計所得が38万円を超え76万円未満の方

(給与収入のみの場合は、収入額が103万円を超え141万円未満)

配偶者の合計所得が76万円以上(給与収入のみの場合は、収入額が141万円以上)の場合は当申告書の提出は不要です。尚、対象になる配偶者は婚姻の届出をしている配偶者をいい、内縁関係は含まれませんのでご注意下さい。

3.配偶者や親族が青色事業専従者として給与の支払いを受けている場合や白色事業専従者に該当する場合

上記の配偶者控除、扶養控除および配偶者特別控除の適用は受けることはできませんのでご注意下さい。

(記事担当：村瀬)

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですがにを入れご返信ください。

下記へ配信してください。
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____



P3



小規模企業共済・中小企業倒産防止共済 年末申込手続きについて

今年も
お世話に
なりました

いよいよ年の瀬も押し迫ってきました。個人事業主の方にとっては年度末となるこの時期、節税対策として使われることの多い「小規模企業共済」と「中小企業倒産防止共済」の平成26年12月新規申込および増額の締切日は12月24日(水)となります。この締切日は、不備のない申込書類と申込金・前納掛金の双方のTKC企業共済会への必着日となりますので日程に余裕を持ってお申し込み下さい。

小規模企業共済とは

小規模企業共済制度とは、個人事業主や会社役員の方の退職金として備える制度です。掛金は毎月1千円～7万円で、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税所得金額から控除されます。

前納期間が1年以内の掛金であれば、全額が課税所得金額からの控除となります。新規申込であれば12月中の手続きで最大7万円×12ヶ月＝84万円を平成26年の所得から控除することができます。

共済金は、税法上、一時払い共済金については退職所得、分割共済金については公的年金等の雑所得として取り扱われます。

中小企業倒産防止共済とは

中小企業倒産防止共済とは、万が一取引先が倒産などした場合に、連鎖倒産を起こさない為に貸付を受けることができる制度です。加入できる方は引き続き1年以上事業を行っている中小企業者（法人・個人）で、業種ごとの「資本金の額または出資の総額」、「常時使用する従業員数」の要件を満たす方です。

掛金は毎月5千円～20万円で、掛金の全額を法人の損金または個人の事業所得の経費とすることができます。また、小規模企業共済と同様に1年以内の前納掛金であれば当年中の経費とすることができます。

解約の手続きをした場合、掛金総額に掛金の納付月数に応じた支給率を乗じて得た額を「解約手当金」として受け取ることができます。任意解約であれば、掛金の納付月数が40ヶ月以上で、共済金の貸付けを一度も受けていない場合は、払い込んだ掛金の全額を受け取ることができます。

解約時の返戻金は法人の益金または個人の事業所得の収入となります。ただし、掛金の納付月数が12ヶ月に満たない場合は、解約手当金は受け取れません。

いずれの制度も節税とリスク対策が同時に出来る便利な制度です。詳細は監査担当者までお尋ね下さい。

※今後ハクシヨンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX